

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 荒木 渉

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び規格等

グループ	件 名	規格等	再生可能 エネルギー比率
A	令和5年度陸上自衛隊湯布院駐屯地で使用する 電気（高圧）	仕様書のとおり	30%
B	令和5年度陸上自衛隊日出生台演習場で使用する 電気（高圧）	〃	30%
C	令和5年度陸上自衛隊湯布院駐屯地関連施設及 び日出生台演習場で使用する電気（低圧）	〃	30%

(2) 使用（契約）期間

令和5年4月1日（金）から令和6年3月31日（金）

(3) 入札方法

ア 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節、時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）

イ 落札決定は、グループ別に実施する。また、各グループに提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札単価に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価に併せて記載すること。なお入札書はグループごとに作成し、記載する単価は消費税法に規定する消費税率に基づく消費税等相当額を加算した金額（当該単価に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた単価を入札書に記載すること。

ウ 入札書については当方所定の入札書（別紙第1）を使用すること。ただし、当該書式により難しい場合は、当方が提示する書式の項目を具備していれば他の様式についても使用することができるものとする。

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同

条中・特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「物品の販売」の「D」等級以上を有する者とする。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (5) 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その供給する再生可能エネルギー電気の比率を1（1）及び仕様書等に示す率とすることができる者であること。この条件を満たす証明として、「電源割当計画書」を入札日時までに提出すること。
- (6) 環境配慮契約法に基づく、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件（別紙第2）を満たすこと。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」（別紙第3）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由として省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊及び西部方面会計隊ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

4 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年1月17日（火）13時10分
- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊（郵便入札）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは、契約金額（第1項第4号のイに示す金額のうち、未履行部分に係る金額）の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 落札決定方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された年間の予定総価により判定するものとし、当該金額が予算決算及び会計令第49条の規定に基づいて作成された当方所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札書において入札者、入札金額、押印が明瞭でない若しくは識別しがたい場合
- (4) その他、入札に関する条件に違反した場合
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく作成する。

9 公告掲示場所

陸上自衛隊別府駐屯地、陸上自衛隊玖珠駐屯地、陸上自衛隊湯布院駐屯地及び西部方面会計隊ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/kou/R4ippan.htm>)

10 その他

- (1) 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。郵便により入札書を送付する際は、書留等配達証明の残る形式で入札日時までに必着で送付し、発送時に郵便入札を行った旨の電話連絡をすること。
- (2) 入札書に契約条項を承諾したことを証するため、「当社（私：個人の場合、当団体：団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。
- (3) 同価による入札があった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。
また、予定価格に達さず落札者となり得る入札が無かった場合は、不調として取り扱い、改めて入札公告を発出する。
- (4) 入札日時までに上記第2項（3）～（6）に記載する各種証明書等（写し可）を表紙（別紙第4）に添付して提出すること。（FAXによる提出を可とする。）
- (5) 代表者以外が入札する場合は、委任状を提出すること。

11 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒879-5102

大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当 松田

TEL 0977-84-2111（内線349）

FAX 0977-84-2117（直通）

- (2) 仕様内容に関する問い合わせ先

〒879-5102

大分県由布市湯布院町川上941

陸上自衛隊湯布院駐屯地 業務隊管理科 担当 岐津（きづ）

TEL 0977-84-2111（内線336）